

県内医療機関 医師の働き方改革 ご担当者各位

奈良県福祉医療部医療政策局  
医師・看護師確保対策室

## G-M I S（医療機関等情報支援システム）による特例水準指定申請について

平素より奈良県行政に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和6年4月からの医師の時間外労働時間の上限規制等の適用開始にあたり、特定労務管理対象機関の指定に向けた医師労働時間短縮計画（以下、「時短計画」という。）の策定及び特例水準の指定申請のためのシステムをG-M I S（医療機関等情報支援システム）内に令和5年1月24日より公開されることになりましたのでお知らせします。また、病床機能報告の内容を受け登録（ユーザーアカウント発行）が行われていますので、病院内でG-M I Sアカウントの確認をお願いします。

指定申請のためのシステムのほか、時短計画を策定・出力する機能もG-M I S内に公開されます。

時短計画の作成及び特例水準の指定申請に関して、対象となる県内医療機関におかれましては、下記のいずれかの方法により手続きをお願いいたします。なお、提出期限等、特例水準の指定申請に係る詳細のスケジュールにつきましましては追ってお知らせいたします。

### 記

- ① 紙媒体での時短計画作成により、医療機関勤務環境評価センターの評価受審後、紙媒体で県に特例水準の指定申請
- ② 紙媒体での時短計画作成により、医療機関勤務環境評価センターの評価受審後、G-M I Sを使用して作成済み時短計画をデータ添付することにより県に特例水準の指定申請
- ③ G-M I S上での時短計画の作成・出力により、医療機関勤務環境評価センターの評価受審後、G-M I Sを使用して県に特例水準の指定申請

### ※G-M I Sシステム

WEBページリンク：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

システムに関する問合せ：0570-783-872（平日9時～17時。土日祝日を除く）

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県医療政策局

医師・看護師確保対策室 医師対策係

担当：三井

TEL：0742-27-8644（直通）

MAIL：[ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp](mailto:ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp)